# 平成 31 年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

## - 第1号 -

○会議日時 平成31年3月6日(水)午前9時30分~午後4時46分

○場 所 議会特別会議室

委員の出名	委員の出欠状況(出席=〇 欠席=×)											
職	出欠	氏	名	職	出欠	氏 名						
委員長	0	大 島	昌弘	副委員長	0	中村節子						
委 員	0	伊 藤	陽一	委 員	0	奥 田 勉						
11	0	髙 橋	芳 市	11	0	小谷野 晴夫						

出席6人 欠席0人

説明のために出席した者											
職	氏 名	職	氏 名								
健康福祉部長	山中宏美	教 育 次 長	坪 山 仁								
社会福祉課長	小川幸男	こども福祉課長	落合好枝								
高齢福祉課長	瀬下忠司	健康增進課長	所 光子								
教育総務課長	小谷野 雅美	学校教育課長	海老原 忠								
生涯学習文化課長	手 塚 芳 子	文 化 財 課 長	山口耕一								
スポーツ振興課長	北條均	教育施設整備室長	伊澤仁一								

事務	易局														
	聙	鈛		E	£	名			聙	鈛		E	E	彳	3
事	務	局	長	星	野		登	議	事	課	長	上	野	和	芳

○議員傍聴者 村尾光子議員、磯辺香代議員、石川信夫議員、貝木幸男議員、 五戸豊弘議員

〇一般傍聴者 なし

- 1 開会
- 2 あいさつ 大島委員長、秋山議長、広瀬市長
- 3 概要録署名委員 伊藤委員

#### 4 事件

(1)付託事件審査について

補足説明 なし

現地調査 石橋中学校

国分寺東小学校

ふれあい館

## 議案第1号 平成30年度下野市一般会計補正予算(第6号)【所管関係部分】

#### 質疑・意見

#### [歳入]

#### 15款2項2目 民生費国庫補助金

- ○小谷野委員: 保育所等整備交付金について、多額の減額補正になった理由を 伺う。
- ●こども福祉課長: 認定こども園3園への補助金について、経費が確定したことにより減額するものである。

#### [歳出]

## 3款2項1目 児童福祉総務費

- ○髙橋委員: 認定こども園整備事業における愛泉幼稚園への補助金について、 5,500万円もの大きな減額補正になった理由を伺う。
- ●こども福祉課長: 愛泉幼稚園については増築ということで補助をすることになっていた。当初予算計上時には規模的なものから考えて最高の額を計上していたが、実際に計画等を進めていく中で、大きく予定していたものから、人数的なものなども小さくなり、最終的に補助をする金額が少なくなったため5,500万円あまりの減額補正ということになった。
- ○髙橋委員: 待機児童が出なくて済むような、定員の確保はできるのか。
- ●こども福祉課長: 保育の定員については、補助に当たり最終的に15名増ということになっている。

#### 3款2項4目 保育園費

- ○髙橋委員: 一時預かり保育事業費について、一般型と幼稚園型の違いを伺う。
- ●こども福祉課長: 一般型については、在宅児で、ふだん家で見ているお子さんを一時的に預かるものである。幼稚園型については、幼稚園部分、1号で認定されている在園児を、幼稚園型なので時間的には早いわけだが、その後で延長で使う部分について、一時預かりということでその園で預かるものである。

#### 10款1項2目 事務局費

○小谷野委員: 奨学金貸付事業について、318万円減額となっている。これは利

用者が少なかったからなのか。その理由を伺う。

- ●教育総務課長: 当初予算では貸付金を1,826万円、34名分、うち平成30年度新規利用者を15名ということで予定していたところ、結果として8名の利用となったため、実績として1,498万円、27名の利用者ということで今回減額するものである。
- ○小谷野委員: 新年度開始時だけではなく、保護者等が急に失業したり、また 病気になって収入がなくなったりしたときの対応をお願いしていたが、その辺 の利用状況はどのようになっているか。
- ●教育総務課長: 緊急の貸付ということで制度は定めており、緊急在学奨学生 貸付という枠がある。年度途中の家計急変などによる在学生の奨学支援という ことで6月号の広報紙で周知等はしており、相談等はあったが、現在のところ 利用者はいない。なお、先ほどの説明で、当初予算額から実績額を差し引いた 残額と、今回の減額分とでは10万円が合わないが、それについては年度途中で の緊急在学奨学生分として残していることを付け加えさせていただく。
- ○小谷野委員: なかなか教育委員会のほうだけでは難しいと思うので、福祉の ほうと十分に連携を取りながら安心して子供を育てられるような環境づくりに 努めていただきたい。

## 10款5項4目 資料館費

- 〇髙橋委員: 風土記の丘資料館増築・改修事業について、設計委託料1,670万円 を減額し、工事請負費として同額が計上されているが、その理由を伺う。
- ●文化財課長: 増改築の設計の入札に伴い、落札の残額が1,670万円ということである。そのまま翌年度の事業として計画していたものを前倒しして、増改築の工事として着手させていただいている。
- ○髙橋委員: 前倒しで工事に入ってしまうということか。
- ●文化財課長: こちらは国庫補助事業の対象になるが、継続費としているので、一部分について着手できるところは着手したいということでやっている。今回、風土記の丘資料館については、特別収蔵庫の改修、展示室改修、それと増築の部分になる。その3本の中でまず手がつけられるところから工事をしていくということで、国庫補助対象の内容について国で認めていただいたものについて、前倒ししてやれるところはやりたいということで予算を組んでいる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

## 議案第3号 平成30年度下野市介護保険特別会計補正予算 (第3号)

質疑・意見

#### [歳入][歳出]

- ○小谷野委員: 議案第3号については、歳入として保険者機能強化推進交付金を803万3,000円、そのお金をそっくり介護給付費準備基金積立金とするということである。また議案第17号において、その準備基金条例の一部を改正するということで提案されている。どういうことで条例の改正となったのか。国の制度に従ってということなのか、準備基金等を利用するのに利用しやすい形にするための改正なのかを説明願う。
- ●高齢福祉課長: 保険者機能強化推進交付金については、今年度新たに創設された交付金である。高齢者の自立支援や重度化防止等に対する取り組みの実施状況に応じて、また第1号被保険者数の割合に応じて保険者に交付されるものである。その目的としては、文字どおり地域支援事業や自立支援重度化防止に使うということになっているが、今年度交付決定はまだされていない。3月中に交付決定される予定であり、今年度中に新たな事業で使うことは難しいので、その場合は準備基金に積み立てて翌年度以降に活用してもよいということである。現在の条例では、この準備基金については保険給付費が不足した場合にのみ処分できるという規定になっており、そのままでは地域支援事業等には活用できないため、それを活用できるように今回改正するものである。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

#### 議案第17号 下野市介護保険給付費準備基金条例の一部改正について

#### 質疑・意見

(議案第3号と関連しているため、一括質疑とした)

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

#### 議案第6号 平成31年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

#### 質疑・意見

## [歳入]

## 14款1項2目 民生使用料

- ○中村副委員長: 社会福祉施設使用料の中のこばと園使用料が昨年度よりもふ えているが、どういうことでふえているのか。
- ●社会福祉課長: こばと園使用料2,800万円の内訳は、障がい福祉サービス介護 給付費として国保連から2,430万円、1割相当の利用者自己負担分が100万円の 見込みである。障がい福祉サービス介護給付費の計画相談分として国保連から 270万円、合わせて2,800万円である。利用者の状況に応じて上がったり下がっ

たりというようなこととなっている。

- ○中村副委員長: 昨年より435万円増が見込まれているが、それだけ利用が多くなると見込んでのことか。
- ●社会福祉課長: 利用者がふえるということを見込んでのことである。

## 15款2項5目 教育費国庫補助金

- ○中村副委員長: 学校施設環境改善交付金2,791万円について、昨年度は石橋中学校に1億円程度使われたとのことであったが、来年度は主にどのようなところに使われるのか。
- ●教育施設整備室長: 学校施設環境改善交付金2,791万円の内訳は、1,978万1,000円が南河内第二中学校の校庭改修工事部分の補助金である。残りの812万9,000円については、スポーツ振興課の補助金となる。
- ●スポーツ振興課長: 812万9,000円については、スポーツ交流館の耐震補強改修工事に充てるものである。設計と工事費部分である。
- ○中村副委員長: 学校施設環境改善となっているが、スポーツ交流館に使うことは可能なのか。
- ●スポーツ振興課長: スポーツ交流館についても体育施設であり、学校施設の 扱いとなっており問題はない。

## 16款 2 項 6 目 教育費県補助金

- 〇中村副委員長: 小中学校費補助金の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 費補助金10万6,000円は、どのようなところに使われるものか。
- ●教育総務課長: 市が行っている学校安全体制整備推進事業に要する経費ということで、県より補助をもらっているものである。スクールガードリーダーの 謝金と保険料が事業経費として対象となっている。
- ○中村副委員長: うろ覚えであるが、以前スクールガードリーダーは1人ふやしてもいい。学校の生徒数によってだったか、県のほうに頼んでみるようなことを話されていたが、どうなっているか伺う。
- ●教育総務課長: スクールガードリーダーについての県の規定によると、委員がおっしゃるように中学校区ごとに1人ということになっている。下野市の場合は4名採用することができるが、今のところ3名でやっている。次年度には間に合わなかったが、32年度にはもう1人ふやせるように検討してまいりたいと考えている。

#### 17款1項1目 財産貸付収入

- ○髙橋委員: 自動販売機等設置料について伺う。自動販売機は何台ぐらい設置 しているのか。
- ●生涯学習文化課長: 生涯学習文化課所管の自動販売機は、生涯学習情報セン

ターと公民館4館において1台ずつある。自動販売機等設置料700万円のうち 127万円程度が、4館の自動販売機の設置料になる。

- ●スポーツ振興課長: 自動販売機等設置料700万円のうち174万6,000円については、各球場、体育センター、スポーツ交流館、東部運動広場、五千石球場、石橋武道館、国分寺武道館、B&G海洋センター、夏の時期になるが大松山運動公園のプール内、以上12カ所の体育施設に設置しているものである。
- ●文化財課長: 文化財課所管の下野薬師寺歴史館には2台設置している。
- ○髙橋委員: 設置場所により金額は異なるのか。
- ●生涯学習文化課長: 設置については入札を行っているので、それにより金額は異なっている。

#### 22款1項 市債

- ○髙橋委員: きらら館改修事業について、合併特例債と緊急防災・減災事業債の2つの収入があるが、分かれている理由を伺う。
- ●社会福祉課課長: 緊急防災・減災事業債は、きらら館において31年度に予定している改修工事であり、空調関係と玄関を入ったところの大きなフロアーの天井改修である。この天井が特定天井に該当しており、改修に緊急防災・減災事業債を充当できるということなので、2つの起債が入っている。
- ○髙橋委員: 合併特例債 一本にならなかった理由を伺う。
- ●社会福祉課長: 緊急防災・減災事業債については、特定天井―これは震災以降にできたものと理解しているが―、天井部分についてはそのような事業債が使える、合併特例債を全て充てるものではないと考えている。合併特例債には限りがあるので、使えるものがある場合にはそちらを充てるという考え方である。
- ○中村副委員長: 特定天井というのは、危ないものなのか。危ないから改修を 行うということでよろしいか。
- ●社会福祉課長: 今年度は、ゆうゆう館ホールの天井の改修を行っている。特定天井とはつり天井である。高さや面積の要件があって、該当するものは特定 天井とされており、震災時の危険防止の観点から改修を行っている。

#### 21款4項3目 雑入

- ○小谷野委員: ふれあい館、きらら館、ゆうゆう館の指定管理者納付金に大きな差があるが、この差は何か。
- ●社会福祉課長: 指定管理者が独自に行っている事業について、20%をいただくということにしている。ふれあい館については、風呂用品の販売、自動販売機、ヨガ教室、水泳用品の販売、売店の売り上げ、カイロプラクティック、フィットネスボディメークスタジオでの売り上げ、レストランの売り上げの合計見込み額として1,749万円を計上しているので、その20%として349万8,000円

を計上している。きらら館については、自動販売機2台と若干の教室実施の20%を、ゆうゆう館については現在のところ自主事業はないが、新年度には自主事業に取り組んでほしいとお願いしており4万8,000円を見込んでいる。

- ○小谷野委員: 自主事業に積極的に取り組んでもらえるように進めていくべきだし、金額の差がありすぎると感じる。せっかくある建物を有効利用していただき、もっと力を入れて少しでも収入がふえるような努力をしていただきたい。 きらら館に関してはスペースの関係で難しいかなと思うが、ゆうゆう館に関しては、お風呂や売店もやっているので、もう少しうまく運営すれば納付金がふえるかと思う。努力していただきたい。
- ○中村副委員長: 自主事業とそうでないものの違いがわからない。ゆうゆう館には売店やレストランがあるが、どのような扱いになるのか。
- ●社会福祉課長: ゆうゆう館は社会福祉協議会に指定管理をお願いしているが、 売店やレストランについては、社会福祉協議会が直営でやっているわけではな く振興会が運営しているものである。そのような関係から、指定管理者の自主 事業ではないということである。小谷野委員からご指摘があったが、指定管理 者の自主事業として取り組めない部分もあるので、なかなか数字が上がってこ ないということがある。
- ○中村副委員長: ゆうゆう館の振興会の扱いと、ふれあい館での整体などの自主事業はどう違うのか。ゆうゆう館の振興会は自主事業にならないというあたりがよくわからなかったが、教えていただきたい。
- ●社会福祉課長: まずふれあい館については、指定管理者である道の駅がそういった事業を別の業者にお願いしてやっているということである。ゆうゆう館については、以前市が直営でやっていたころから、ゆうゆう振興会にレストラン部門等厨房関係をお願いしてやってもらっていたという経緯があり、指定管理に移行した際にもそのまま継続という形で。共同事業体にはなっていないが、指定管理者である社会福祉協議会と一緒にやっていくという形で進めているところである。
- ○中村副委員長: ゆうゆう振興会の売り上げのうち、市に入るお金というものがあると思うが。
- ●社会福祉課長: ゆうゆう振興会から売り上げの何%ということで市に入ってきているものは、以前からない状況である。聞くところによると、さほど大幅にプラスになってはいないようである。そのような中で売り上げからいただくと経営を圧迫するということになるので、その辺はいただいていない状況である。

#### [歳出]

#### 3款1項1目 社会福祉総務費

- ○中村副委員長: 外国語通訳者謝礼とあるが、どのような国の通訳が対応できるのか。
- ●社会福祉課長: 相談にいらした外国の方とスムーズな意思疎通ができるよう にと予算化しているものである。対象者に応じてということであるので、何語 しか対応しないということではない。
- ○中村副委員長: 何語でもOKということになるのか。
- ●社会福祉課長: 基本的にはそのように考えているが、大変難しい言語の場合、 通訳者を探すことが困難になると考えている。ケースによって、共通の外国語 が英語しかないという場合は英語の方になるかと思うし、中国の方ならわりと 探しやすいかなと考えている。これまでこういったことでの対応はまだないが、 万が一に備えてということで予算化しているということである。
- ○中村副委員長: 中国語なら探しやすいとおっしゃったが、そういう依頼が来た時に探すのか。それでは間に合わないのではないか。どういう手順を考えているのか。
- ●社会福祉課長:確かに、突然来られてもその方が待機しているわけではない ので難しいが、事前に相談日時のアポを取っていただき、通訳者については市 の国際交流協会や県の国際交流協会を頼って探すことを考えている。
- ○中村副委員長: 登録制は考えていないのか。
- ●社会福祉課長: そこまでは考えていない。というのは、今まで実績がなかったということもあり、あまり需要がないのかなということである。
- ○中村副委員長: では、これから様子を見ながらということになると思うが、 よろしくお願いする。
- ○中村副委員長: 虐待対応専門職チーム派遣業務があるが、これはどういう方 なのか。
- ●社会福祉課長: これについては、既に高齢福祉課では取り入れて行っているが、県の弁護士会と一般社団法人栃木県社会福祉会でチームをつくっており、虐待のケースが出た場合に専門職の方の助言をいただくということで、お願いするものである。
- ○中村副委員長: 今まで高齢福祉課では取り入れていたが、高齢者だけではなくもっと大きく広げるということで考えていいのか。
- ●社会福祉課長: 社会福祉課では、障がい者の方が対象になるかと考えている。
- ○中村副委員長: では、こども福祉課も入ってくるのか。
- ●こども福祉課長: こども福祉課の場合は、要保護児童対策地域協議会の組織があり、弁護士は特に入っていなかったが、要対協の中で弁護士に相談する場合には市の顧問弁護士にお願いするつもりでいる。
- ○奥田委員: 妊産婦医療費助成における登録人数について、これは助成を受け

た方ということでいいのか。

- ●社会福祉課長: 厳密に言うと、登録者は助成を受けようとする方である。ほぼ同数になるかと思うが、まずは登録して、受給者証を交付し、医療機関でそれを提出してもらうという流れになる。
- ○奥田委員: 登録をしても助成を受けないという方がいるというわけですね。
- ●社会福祉課長: まれにはいらっしゃると思う。不幸なことになってしまう場合もあるかと思う。
- ○奥田委員: 登録してから助成を受けるということであるので、登録した方は ほとんど助成を受けているという判断でよろしいか。了解した。
- ○小谷野委員: 扶助費の重度心身障がい者医療費について、今回一般質問した時に18歳までのこども医療費が現物給付になるという答弁をいただいた。附属資料によると29年度で登録人数968人とあるが、このうち18歳以下の子供は何人いるのか。
- ●社会福祉課長: 36名である。
- ○中村副委員長: 子どもの学習支援事業について、1週間に6時間で、平成28年度は1回当たり2.7人、平成29年度は6.8人の利用状況ということであった。 30年度は今わかっている範囲で、どのくらいの人数か伺う。
- ●社会福祉課長:1月末現在であるが、6.6人となっている。

#### 3款1項2目 障がい福祉費

- ○髙橋委員: 地域活動支援センター運営について伺う。附属資料では、地域活動支援センター事業1,400万円となっており、予算書では、1,160万円であるが、これは同じものか。
- ●社会福祉課長: 地域活動支援センター運営の1,160万円については委託料で、 委託先は、朝日病院となっている。附属資料にある1,407万5,000円については、 委託料プラス使用料等が加算されている額ということである。
- ○髙橋委員: 附属資料のほうは加算された金額ということで、同じ項目の運営 事業でいいのか。
- ●社会福祉課長: 附属資料については、地域活動支援センター運営に係る全ての経費が含まれており、予算書についてはその費目ごとに載っているということで、先ほどの1,160万円についてはその委託料部分ということである。
- ○奥田委員: 補装具費給付事業について、30年度には960万円、31年度は1,100 万円以上の予算を組んでいる。30年度予算は960万円で結果的には627万8,000 円で済んでいるが、31年度増額したのはどのような理由か。
- ●社会福祉課長: 今年度の今までの実績を見込み、前年度と比較して利用がふ

えているということで、新年度予算についても増額している部分がある。要因としては、近年、電動車いす、義足等も含めた座位補助装置の1つ当たりの単価が高額になっているということがある。そういったものが数件出てくるとかなり上がってしまうので、それを見込んで増額している。

- ○奥田委員: 物が高くなっているということだが、ちなみに補聴器などの補助 は何%とか金額の上限が決まっているのか。
- ●社会福祉課長: 家庭の所得などによって変わり、住民税の非課税世帯では自己負担がない。課税世帯になると負担いただいている部分もある。
- ○奥田委員: これはあくまでも障がい者が対象ということでよろしいか。了解 した。
- ○中村副委員長: 相談支援事業は、障がい者や難病患者等からの相談に応じる事業であるが、平成30年度の予算は920万円で国や県からの支出金はなかったのに、31年度になると国県の支出金が540万円で予算としても2,413万8,000円と随分大きくなっている。附属資料を見ると、個別相談件数も1,274件から2,199件となっており、相談件数自体がものすごく多くなっていることがわかるので、予算をたくさんとるのは正しいことだと思う。障がい者相談支援センターについて、現在の体制はどのようになっているのか。
- ●社会福祉課長: 障がい者相談支援センターについて、今のところ人員は2名を委託でお願いしているが、新年度にはこの体制を強化するために新たに2名増加して委託し、委託の人員が4名と職員2名の6名体制で運営するということである。人員の増強だけではなく、相談内容についても、今までは一般的な相談が多かったが、今後は基幹相談ということでより幅広い相談に対応できるようにする。国の支出についても、基幹相談をすることによっていただけるようになる。
- ○中村副委員長: 基幹相談について、詳細を伺う。
- ●社会福祉課長: これまでの相談支援については、一般の相談業務や個別ケースの支援、関係機関との連携といった地域の相談窓口ということで対応しているが、基幹型の業務についてはそれにプラスして、地域の課題解決や体制整備に係るコーディネート、虐待防止も含む権利擁護の部分、あとは地域の相談支援体制の強化、人材育成という部分もある。また、自立支援協議会の運営について、今までは社会福祉課で対応していたが、それらの部分についても基幹型の相談に入っていくということである。
- ○中村副委員長: 基幹型の相談内容については大体わかったが、新しく入る2 名の方がそういう役割を果たすのか、それともどこかにお願いするのか。
- ●社会福祉課長: 今までの2名の方について、従来の相談業務と新たな基幹型業務に1名ずつ振り分け、そこに新たに委託する法人から1名ずつ加える。

- 〇中村副委員長: 扶助費の中に成年後見制度利用支援助成101万4,000円とあるが、社会福祉協議会が平成31年度から同様の事業を始めると聞いた。社会福祉協議会の事業との関係、どのように違うのかを伺う。
- ●社会福祉課長: 成年後見制度を利用するにあたり、司法書士等への報酬の支払いが生じるが、中には報酬の支払いができない方もいらっしゃるので、それを市で負担しているということである。

#### 3款1項3目 高齢者福祉費

- ○中村副委員長: 委託料の声かけふれあい収集事業について、これは何件分の 予算であるのか。
- ●高齢福祉課長: 12名を見込んでいる。
- ○中村副委員長: 異変があった時に警察などに通報等をするとのことだが、今 までにそのようなケースがあったのか伺う。
- ●高齢福祉課長: この事業については、シルバーが週1回収集に伺っているが、 今のところ異変があって通報したというケースはない。
- ○中村副委員長: 避難行動要支援者名簿システム借上について伺う。附属資料 に災害時等要援護者支援事業とあり、要援護者名簿を民生委員及び警察署に配 付するとのことだが、自治会長には配られるのか。
- ●高齢福祉課長: 自治会長には直接配付はしていない。自主防災組織を組織している自治会のうち、市と協定を結んだところについては配付している。
- ○中村副委員長: 自主防災組織をつくっていないところでも、自治会長として 知っておきたいという気持ちがある方もいると伺っている。自治会長が受け取 るためには、必ず自主防災組織を作らなくてはならないという決まりになって いるのか。
- ●高齢福祉課長: 今のところ、そういう決まりになっている。災害時の避難行動において支援が必要な方については、病気の状態や服薬などの細かい、センシティブな情報も含まれているため、慎重に扱いたいと考えているところである。
- ○中村副委員長: 責任感がある自治会長だとそういうところも把握しておきたいという気持ちもあるらしいので、その辺は自治会長とも調整をしていって、これから考えていっていただければと思う。もちろん本当にセンシティブな問題だということはわかるが、大事な問題だと思うので、これから考えていっていただければと思う。
- ●高齢福祉課長: ご意見をいただいたので、今後調整していきたい。
- ○髙橋委員: 日常生活圏域ニーズ調査について、どのような方法で調査しているのか。

- ●高齢福祉課長: 介護保険の事業計画を3年ごとに策定しているが、その中間年度にこの調査を実施している。調査の方法については、65歳以上の方2,000名を無作為に抽出し、郵送する予定である。そのほかに、サービス利用者ということで500名を予定しており、それは介護保険認定調査員が調査に伺った時に実施するということを前回やっており、今回も同じような方法で実施したいと考えている。
- ○中村副委員長: 敬老会について伺う。敬老会は9時に始まると思うが、開始時間が早すぎるのではないかというような意見を聞いている。いくら高齢者が早起きだと言っても、会場まで市が用意するバスに乗ってくる方もいらっしゃるし、せっかくの敬老会だから身綺麗にしていこうとか思うと、早すぎるのではないかというふうにおっしゃっている方がいる。その点についてはどのように思われているのか。
- ●高齢福祉課長: ことしの敬老会時に来場者にアンケート調査を実施したが、 その中に朝が早いというご意見はなかったと思う。そのほかにも、時間につい てのご意見はいただいていない。その逆に、ことしは猛暑で非常に暑いので、 課の中ではもっと早い時間帯にやって暑くなる前に、という意見も出たが、そ こまではということはあった。そういうご意見があるということも踏まえて、 次年度は検討させていただきたいと思う。
- ○中村副委員長: 毎年参加させていただいているが、去年の敬老会は空席が目立ったように思う。出席者の推移などを把握していれば教えていただきたい。
- ●高齢福祉課長: 平成30年度が518名、29年度が602名、28年度が581名、27年度が548名で、減ったりふえたりということだが、相対的には減っているような傾向である。
- ○中村副委員長: アンケートの中に、全体として時間が長すぎるとか、そういうようなご意見はないか。出席者の様子を見ているとちょっと辛そうに思うこともあるが、挨拶等が長いのではないかとか、その辺のところをおっしゃっている方はいるか。
- ●高齢福祉課長: ことしのアンケートでは式典が長いというような意見はなかったが、その前の年にはそういう意見があったと聞いている。ことしについては、満足度として80%以上の方によかったと答えていただいている。悪かったこととしては、マイクの音が聞き取れなかったとか、参加者が少なくて残念だったとか、そういう意見はあったが、相対的にはよかったという意見が多かった。

#### 3款1項5目 ふれあい館費

○奥田委員: ふれあい館改修事業の事業目的において、三王山ふれあい公園、 ふれあい館、道の駅しもつけをゾーン化するとあるが、詳細を伺う。

- ●社会福祉課長: 三王山地区について、まずはふれあい館ができており、その後道の駅しもつけ、三王山ふれあい公園ということで、その3カ所について指定管理として道の駅にお願いしているところである。3つの施設が連携し、より集客して、皆さんに楽しんでいただけるような施設にしていきたいということである。
- ○奥田委員: ただゾーン化と言ってPRするということなのか。それとも行き 来しやすくする交通手段が何かあるのか。
- ●社会福祉課長: 現在のところ、施設をつなぐ公共交通はないが、道の駅には レンタサイクルがあるので、それを利用していただくこともできると思うし、 マイカーでの行き来が一番多いかと思う。公共交通については現状ではない。
- ○奥田委員: ゾーン化と言っている割には、つながりがないように思えるが、 ゾーン化してということがよくわからないので詳しく説明願う。
- ●社会福祉課長: 利用される方に一体的に使っていただきたいということが主眼だと思う。例えば、道の駅で食べ物を買って、それを持って公園に行って遊んで、その後ふれあい館でお風呂に入ってもらうとか。あるいは、食材を道の駅で調達してもらい、公園でキャンプをしていただき、夜はふれあい館のお風呂でくつろいでいただくといったことで、施設を一体的に利用していただくということになるかと思う。
- ○奥田委員: 1つの施設しか知らない方もいると思う。道の駅に来たら、次は ふれあい館といった感じで、PRするような大きな看板などは考えていないか。
- ●社会福祉課長: 確かに誘導するような看板がないのが現状である。道の駅には公園やふれあい館のパンフレットは置いてあるが、視覚的に誘導するようなものはない。予算の中で、ふれあい館の工事請負費で誘客推進塗装ということで、公園やふれあい館を目立たせる、あるいはアピールするため、ふれあい館に隣接する水道施設の配水塔に塗装を施すことを計画している。
- ○奥田委員: ゾーン化するということで、1つの施設しか知らない人に紹介するわけなので、つながって利用してもらえるよう考えていただきたい。
- ○大島委員長: 誘客推進塗装について、具体的にどのような塗装になるのか伺う。
- ●社会福祉課長: 図柄はまだ確定していないが、これから配水塔の塗装をやり 直す際にあわせて実施する方向で進めている。

#### 3款2項1目 児童福祉総務費

- ○中村副委員長: お母さんに感謝状贈呈事業について、附属資料を見ると、産 後の母親に育児の励みとなるよう市長からメッセージを贈るとなっている。母 親だけが育児をするワンオペ育児などが問題になっており、お母さんという部 分が気になっているが、どのような文章が載っているのかを伺う。
- ●こども福祉課長: 感謝状の文面を読み上げる。「お子様のご誕生おめでとうご

ざいます。将来の下野市を担う未来への希望の誕生は、私たちにとって大きな幸せです。その幸せを与えてくださったお母さんへ、市民を代表し、心より感謝いたします。下野市は古代からの歴史とロマンに満ち溢れた、夕顔の花薫る自然に恵まれたまちであり、この恵まれた環境の中で、市民の皆様とともに末永く幸せを感じられる幸せ実感都市の実現を目指しております。お子様がご家族や地域の方々の深い愛情に包まれ、いつまでもこのまちを愛し続けるしもつけっ子になるようお祈りいたします。生まれたばかりの地域の宝が、未来に向かって羽ばたけるよう心から応援しています。」以上の文面で、宛名はお子さんの名前を入れて、誰々さんのお母さんへという宛名になっている。最後に市長の名前で、メッセージを贈らせていただいている。

- ○中村副委員長: お父さんはどうなるのかということもあるが、シングルマザーという場合もあるので、ちょっと、もやっとしているという意見があることを念頭に置いて、機会があれば話し合っていただけたらと思う。課長は女性であるが、何か個人的に、お母さんと言われたとして、いかがか。女性からの意見とかはないか。
- ●こども福祉課長: 生後4カ月までの全戸訪問事業を助産師と保健師で行っており、なるべく早い時期に一1カ月くらいの時に一、産後うつ等の心配があるときに訪問して、話を伺ってくるわけだが、その時にこのメッセージを持って行ってお渡ししている。その場の雰囲気も和むのかなと思っている。メッセージの印刷物をクリアファイルに入れてお贈りしているが、クリアファイルのイラストも市の職員が描いたものである。白紙に文章を印刷するのではなく、イラストを描いたところに、柔らかい文字で書いたものをお渡ししている。ささいなことではあるが、感謝の気持ちということでお伝えしている。
- ○中村副委員長: 場が和むということであれば、うまくいっているのかと思うが、片隅に置いておいてもらいたい。次に、子育て支援事業の養育支援訪問事業について、現在、要支援家庭がどのくらいあるのか伺う。
- ●こども福祉課長: 29年度に扱ったケースということで、虐待の通告などもあるが、新規・継続の支援が約160件ある。その中で終わったものもあるし、30年度動いているが、そこで通告があったり、電話や相談をいただいたりしており、現時点の正確な数字はお答えできないところである。
- ○中村副委員長: 先ほどの、生後4カ月までの全戸訪問事業があり、そこで様子を見て要支援家庭かどうかを判断し、そこからヘルパー派遣をしていくことになるかと思うが、全体の流れを伺う。
- ●こども福祉課長: 生後4カ月までの全戸訪問事業において訪問し、心配な場合には、健康増進課にある子育て包括支援センター、母子保健グループ、こども福祉課の保健師といった関係者で集まり、こんにちは赤ちゃん会議というものを開催している。その中でどのように対応していくかということを検討し、まずはヘルパーを派遣する、保健師が訪問するなど、それぞれどのような形で

どこが入るかということを相談している。子育て包括支援センターの職員だけで訪問する場合もあるし、改善しない場合には、こども福祉課のケースとして取り扱い、顔つなぎのため一緒に訪問したりするなど、ケースによって様々な対応をしている。

- ○小谷野委員: 病児対応型保育事業について、愛泉幼稚園でも受け入れてくれるようになったと思うが、今までは済生会宇都宮病院、新小山市民病院といった病院が受けていた。今度は幼稚園で受け入れるということになったが、市内の保育園・幼稚園全ての子供が利用できるということでよいか。
- ●こども福祉課長: 人数に限りはあるかと思うが、病児保育というところで、 市内の方は預かっていただけると思う。
- ○小谷野委員: 体調不良児対応型というのもあり、公設の保育園ではなく、民間の保育園で受け入れているが、親が保育園に送ってきて、その日のうちに体調を崩してしまったという時に、公設の保育園の子どもも受け入れてもらえるのか。
- ●こども福祉課長: 体調不良児については、そこの在園児が、登園したが体調が悪くなってしまい、保護者が迎えに来るまでの間にお預かりするというものである。公立保育園でも保護者が迎えに来るまでの間は預かっているということはある。体調不良児は在園児のみである。
- ○小谷野委員: 公設の保育園では、親が来るまで預かってもらえるとのことだが、病院等に送っていくのは保護者が迎えに来た後の話ということであり、体調不良児型対応についてもそのような感覚でよいのか。少し違うような気がするが。
- ●こども福祉課長: 体調不良児は、お預かりはしたが発熱した場合とか、園ではそのまま預かってはおけないので保護者に連絡して迎えに来てもらうということで、迎えに来るまでの間、在園児のみではあるが預かっていただくのが体調不良児対応型である。
- ○小谷野委員: 保護者が迎えに来るまでの間預かっているというのであれば、 体調不良児対応型とかつける必要はない。親が定時まで迎えに来られない時に 預かるのが体調不良児対応型である。午前10時に具合悪くなり、すぐに迎えに 来て対応したというのはこの対応型ではない。
- ●こども福祉課長: 体調不良児対応型の説明が不足していたと思うので、訂正する。児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となったときに、安心安全な体制を確保し、保育所等における緊急的な対応を図る事業ということで、看護師等を置いて安全な場所で様子を見ていただくという、そういう体制を取ることに対して、体調不良児対応型の補助金を交付するものである。
- ○小谷野委員: 基本的なことをお聞きするが、昨年度と比べると本年度はかなり増額予算となっているが、要因は何か。

- ●こども福祉課長:31年度から病児保育を愛泉幼稚園で実施していただくということで、678万1,000円の金額を計上している。
- ○小谷野委員: 附属資料を見ると、昨年度の予算が2,813万9,000円で、31年度が5,357万円であるので、今の説明の678万1,000円では全然足りない。この増額予算になった要因を教えてほしい。
- ●こども福祉課長: 体調不良児対応型については、30年度は3施設であったが、 31年度は6施設で3施設増となっている。それに加えて先ほどの病児保育が新 しく追加になったということで、それらが増額の要因となる。
- ○小谷野委員: 理想を言うと病院等で病児対応型を受けてもらいたいということがあった。宇都宮市などでは、体調不良になった子供たちがタクシーで対応型の病院に行く、そのタクシー代を市で補助するという制度もできている。そのシステムをつくってもらいたいという思いがあったが、今までは済生会病院と新小山市民病院ということでタクシー代ではかなり厳しいものがあるので、市内につくっていただきたいという思いがあった。愛泉幼稚園でそれが対応できるかというと厳しいものがあるが、市内に小児科の医師も多いというのが下野市の魅力の一つなので、その辺の設置を市として推進していく考えはないか。
- ●こども福祉課長: 宇都宮市と小山市に委託して行っている北と南の病児保育については、離れているためやはり利用者は少ない状況である。30年度は若干利用者があるが、29年度はゼロだったと思う。愛泉幼稚園の改築に当たっては、病児保育を行いたいということで部屋を確保し、小児科等と連携して行うということで、補助対象として認めた。そのほかタクシーでの送迎については、宇都宮市が始まるときに情報がこちらにも入り、できる体制にあるか等考えたところ、済生会や小山市民病院があったので、下野市としては取り入れられないのではないかということで、判断したところがある。
- ○小谷野委員:こども福祉課の課長に推進していく気はあるかと聞いても、なかなか答えられないと思う。体調不良児対応型が3園ふえたという説明があったが、その3園はどこか。
- ○大島委員長: 後ほど調べてからお願いする。

#### 「こども福祉課長から発言の申し出〕

●こども福祉課長: 病児病後児保育事業の前年度との比較の増加の要因について、お答えする。愛泉保育園が新規に病児対応型保育を行うことと体調不良児対応型保育事業が3カ所ふえることをお答えし、3カ所はどこか、との質問があった。新規開始箇所を含め改めて増加要因を説明する。附属資料37ページ、一番上に病児病後児保育事業の実施施設ということで掲載している中で、新規開設の施設は、病児対応型では愛泉幼稚園、病後児対応型では薬師寺幼稚園、体調不良児対応型では薬師寺幼稚園、愛泉幼稚園、わかくさ保育園、これらが新規に実施する園となる。新規分の合計額は、2,507万7,000円となり増額の主

な要因となる。これ以外は、子育て支援交付金の補助金額が改定になり増額したということである。

- ○中村副委員長: 病児対応型保育事業の予算は 752万5,000円である。現在3つの場所で対応しているが、予算の割合はどのようになっているのか。
- ●こども福祉課長: 病児対応型保育事業の補助額について、済生会宇都宮病院で実施する場合は 15万2,000円、小山市民病院の場合は 59万1,650円、愛泉幼稚園については 678万1,000円である。
- 〇中村副委員長: 済生会が15万円、小山市民病院が59万円で、愛泉幼稚園が678 万円ということだが、愛泉にどうしてこれだけかかるのか。
- ●こども福祉課長: 愛泉幼稚園に支払う金額の算出は、子ども・子育て支援交付金の中で、病児対応型の基本分として1カ所当たりの算出金額が244万7,000円、それに年間の延べ利用児童数に応じた加算分があり、200人以上400人未満ということで433万4,000円、合計額678万1,000円を計上している。実績により利用人数が変わると、この金額は減ることになる。
- ○中村副委員長: 済生会と小山市民病院では、年間延べ利用児童数は何人分で 設定しているのか。
- ●こども福祉課長: 済生会宇都宮病院で実施している病児保育については、宇都宮市が行っている事業に県内の他市町で広域利用させていただいているもので、参加市町の均等割の金額が決まっており、31年度は6万2,000円。それに実績割ということで、1人当たりの金額を3,600円と想定して、下野市では25人程度の利用があるのではないかというところで9万円。合わせて15万2,000円を済生会宇都宮病院で実施するとして計上している。新小山市民病院で実施する病児保育については小山市が実施主体であるが、小山市と野木町と下野市の広域利用ということで、こちらの算出については人口割になっている。事業費の総額を3市町の人口で割り1人当たりの単価を出し、下野市の人数を掛けて、59万1,650円と算出している。
- ○中村副委員長: 小山市民病院では実績に関係なく、全て人口割ということでよろしいか。
- ●こども福祉課長: 最終的に、小山市で実際の利用人数により加算の金額が変わってくると総額が変わるため、その時点で負担額が変更になる可能性はある。 年度当初の計上としては利用者人数を想定し、算出している。
- ○中村副委員長: 今想定人数とおっしゃったが、小山市民病院の想定人数はど の程度になっているか。
- ○大島委員長:後ほどお願いする。

## [こども福祉課長から発言の申し出]

●こども福祉課長: 病児病後児保育事業のうち、新小山市民病院で実施する病

児対応型の利用者見込みの算出根拠について説明する。小山市民病院では、利用見込みを交付金基準表の50人から200人未満を使用している。

- ○髙橋委員: 認定こども園整備事業で、わかくさ保育園が建てかえということ だが、附属資料を見ると待機児童解消に向けてということもある。下野市では 待機児童はどのくらいいるのか。
- ●こども福祉課長: 今現在の数字を持っていないのでお答えできないが、年度途中から待機児童が発生しており、30年度については、4月時点で3名の待機児童が発生していた。その後、民間でも保育士を確保していただき待機児童の解消にはつながっているが、ゼロというわけにはいかず、数字はつかんでいないが現在も発生している状況である。
- ○中村副委員長: 同じく、わかくさ保育園の件で。わかくさ保育園が老朽化したために建てかえとあるが、保育園であるのに認定こども園整備事業として予算が計上されている。認定こども園にするというわけではないと思うが。
- ●こども福祉課長: 認定こども園整備事業については、これまでも保育部分での補助ということである。これまでの認定こども園もあくまでも保育部分での補助をしてきたため、わかくさ保育園は保育園ではあるが、建てかえということで補助の対象としている。
- ○中村副委員長: ファミリー・サポート・センター事業について、依頼会員と 提供会員の人数を伺う。
- ●こども福祉課長: 平成30年9月現在で、提供会員が62名、依頼会員が198名、 それから両方会員という方もいらっしゃるが、その方が4名、合計264名であ る。
- ○中村副委員長: 提供会員の高齢化が進んでいることはないか。
- ●こども福祉課長: 提供会員については、以前からこの事業に会員として参加していただいているベテランの方が多く、長年やっていただいているので年齢も高くなってきている。そのほかに会員募集をかけており、依頼会員の伸びのほうが大きくなかなか追いつかない状況ではあるが、それでも提供会員さんが時間のやりくりをして、1日で何人かを担当するということもある。会員同士で顔を合わせ、お宅を訪問して内容の確認をとっているので、年齢は高くなっているが安心してお任せできている。
- ○中村副委員長: 新規の提供会員はなかなかふえていない状況か。
- ●こども福祉課長: 提供会員については、申し込みがありやっていただけることになった場合、こども福祉課の保健師が会員に対していろいろな研修を行っている。その研修についても1年に何度かあるので、新しい提供会員さんも入ってきていただいているとは思う。それほど急激に伸びているということではないが、新しい会員さんも入ってはいる。

- ○中村副委員長: 私の年代はだんだん子育てから手が離れたころだと思うが、 周りでやっているという人を聞いたことがなかったので、どうなのかなと思っ て伺ったところである。提供会員のPRについては、広報紙やホームページな どでやっているのか。
- ●こども福祉課長: そのとおりである。
- ○中村副委員長: もうひと押し何か工夫をしていった方がいいと思うが。
- ●こども福祉課長: 実際に養育訪問とかいろいろなところで、子育てに悩む方に接した時など、機会があるときには、この事業について案内をさせていただいている。また、こども福祉課に利用者支援事業の相談員がおり、認定こども園や児童館、子育て支援センター等の各種事業等に参加しており、さまざまな子育て支援事業について案内している中で、ファミサポのことも紹介させていただいている。
- ○中村副委員長: 今の話を伺ったところでは、依頼会員はふえそうな気がしたが、提供会員についてはなかなか難しいかなと思うので、何か考えていっていただければと思う。

## 3款2項4目 保育園費

- 〇中村副委員長: 保育士確保事業について、附属資料では、28年度は自宅通学者1人、30年度が自宅外通学者1人、平成31年度は自宅通学者3人、自宅外通学者2人と新規募集がふえたが、これは何か工夫をされたのか。
- ●こども福祉課長: 募集については、広報紙やホームページ等で掲載し、その ほか近隣の大学等に送付したが、以前、小谷野委員から高校等へも案内をした らいいのではないかという意見をいただき、高校等にも掲示していただくよう にした。
- ○中村副委員長: 高校に掲示した成果は現れたのか。
- ●こども福祉課長: 件数は少ないが、内容についての問い合わせをいただいている。
- ○奥田委員: 同じく、保育士確保事業について、奨励金の交付を受けた場合は、 市内の施設に1年以上勤務することとなっていると思うが、今までの実績を伺 う。
- ●こども福祉課長: 学校等を卒業後にどこに就職したかを報告いただき、その 後その勤務先にもこちらから問い合わせをしており、退職せずに勤務されてい るかの確認はしている。
- ○奥田委員: 奨励金を受けている方が28年度に1人、30年度に1人であるが、 前年度と同じく320万円の予算である。実績はどうなっているのか。1人にし ては予算が多いのではないかと思うが、説明願う。
- ●こども福祉課長: こちらに計上しているのは、28年度に受付して交付決定した方が31年度も継続して補助を受けるということで、まだ卒業していない方の

分である。同様に30年度の交付決定者についても、31年度も継続して受けるということで計上している。

- ○奥田委員: そうすると、31年度の自宅通学者2名というのは30年度に決定した方が1名ということでよろしいか。それともこれは新規ということか。
- ●こども福祉課長: 31年度の新規募集の3人と2人については、申込を想定しての人数である。これから受け付ける人数である。
- ○奥田委員: 先ほど、高校にも掲示して人数をふやそうということだが、結果が出ている状態ではないのか。
- ●こども福祉課長: 募集をして受け付ける期間は年度初めに終了するため、新年度に向けて掲示させていただいたところである。下野市でこういうことを行っていますよということを見ていただいくということで、その後問い合わせ等が入っている状況である。
- ○奥田委員: 31年度新規募集ということで、あくまでも決定者ではなくて募集 人数ということか。了解した。

## 3款2項6目 放課後児童健全育成費

- 〇小谷野委員: 学童保育支援員賃金について、児童館共通事業に32名、学童保育共通事業に68名と、別々に計上されている理由を伺う。
- ●こども福祉課長: 児童館で学童保育を行っているところがあり、その児童館で働いている方の分と、学童保育で働いている方の分を合わせて児童館費のほうで計上している。
- 〇小谷野委員: 児童館共通事業における児童館臨時職員と学童保育支援員の賃 金が32名分となっているが、児童館の臨時職員は学童保育に携わるのか。
- ●こども福祉課長: 児童館の指導員ということで働いていただいているが、学 童保育のほうで働いていただくこともある。
- ○小谷野委員: 今回、この後、条例の一部改正で議案第16号について審議する わけである。児童館を利用して学童保育室を運営しているところは、児童館共 通事業として、児童館のほうで賃金を予算化している。また、学童保育共通事 業として、68名分の支援員の賃金を計上している。この児童館共通事業におけ る32人というのは、この中に児童館臨時職員というのが入って32名ではないか。
- ●こども福祉課長: 学童保育共通事業のほうで臨時職員の賃金を計上している 68名については、各小学校等で行っている学童保育室で働いている支援員68名 分の賃金になる。南河内児童館、駅西児童館及び姿西児童館では学童保育室も 運営しているため、そこには児童館の臨時職員もいるし、学童保育の支援員も いるわけである。そういったことで、児童館で学童保育室を運営しているとこ ろの臨時職員については、児童館共通事業のほうで予算を計上している。
- ○小谷野委員: それはもう今までの説明で了解した。附属資料に、児童館臨時職員、学童保育支援員賃金32名分と書いてあるが、32名のうち児童館臨時職員

と学童支援員はそれぞれ何名ずつであるのか、ということを質問している。内 訳を伺いたい。

- ●こども福祉課長: お時間をいただき、後でお答えしたい。
- ○小谷野委員: 今回、議案第16号において支援員の資格について条例が改正されるわけである。それで、児童館の臨時職員として雇用するのか、学童保育の支援員として雇用するのかということで、これは同じ扱いをしたらおかしいと思う。補助員として雇うのかどうかということもあると思うが。ましてや学童保育室では長期休暇中には長い時間子供を預かるわけである、朝の7時30分ころから夜7時ころまで預かるので。そうすると、支援員の数が足りなくて切羽詰まっていて大変だと聞いているので、支援員や補助員の確保をしっかりやってくださいとお願いをしようとしたわけである。後で数字を教えていただき、特に長期休暇時の補助員と支援員の確保について。また、学童保育室によっては軽度の障がい者等も入所するような話も聞いている。やはり指導員の数をそのままの状態で軽度の障がい者が入所するとなると、目が離せないような状態であり、けがなどさせてしまうと困るという話も伺っている。その辺は十分に注意をしていただき、支援員の確保をしっかり対応していただきたいと思う。よろしくお願いする。

#### [こども福祉課長から発言の申し出]

- ●こども福祉課長: 児童館共通事業の臨時職員と学童保育支援員の内訳についてお答えする。附属資料に32人分とあり、その内訳について質問があったが、これは間違いのため、31人に訂正願う。学童保育の臨時職員として18人、児童館の臨時職員として13人となる。
- ○中村副委員長: 学童保育事業について伺う。ことしのゴールデンウィークは 10日間あるが、その間の学童保育の運営はどのようになるのか。
- ●こども福祉課長: 4月27日の土曜日については、保育園もそうであるが、学童保育も通常どおりにお預かりする予定である。学童保育については、公立保育園と同様に、平日のいつもの学校で行っているわけではなく、土曜日については各地区1カ所において合同保育ということで行っており、4月27日の土曜日についてはそのように開所する予定である。それ以外の日については、今のところは開所の予定はない。
- ○中村副委員長: どこか学童保育をやっているところの館長が、保護者に結構開けますというようなことを言っているというのを聞いたが、それは間違いか。
- ●こども福祉課長: お答えしたとおり、現在のところ、開所の予定はない。

#### 3款2項7目 子育て支援センター費

○中村副委員長: ゆうゆう館の中の子育て支援センターつくしについて、ホー

ムページを見たところ、平成31年度4月から土曜日は閉館にすると書いてあったが、その理由は何か。

●こども福祉課長: 土曜日の運営についてはオピニオンリーダーの方々が行ってくださっていたが、その方々から高齢によりこのまま続けることが難しいというお話があった。その結果、代わりということもできないという判断から、31年度から土曜日を閉めさせていただき、その分児童館はあいているので、児童館の利用を進めていくということとした。

## 4款1項1目 保健衛生総務費

- ○中村副委員長: 子育て世代包括支援センター事業について、相談件数を伺う。
- ●健康増進課長: 妊娠届出時に、全ての妊婦、あるいはパートナーの方の面談を実施している。4カ月までの赤ちゃん訪問でも相談を受け付けている。実績という形ではないが、件数については後ほど調べて報告する。

## [健康増進課長から発言の申し出]

- ●健康増進課長: 子育て世代包括支援センターの相談件数であるが、下野市は妊娠届の際に全員の方と面接し、対応方針を決定しているので、母子手帳の交付件数と同数となる。平成29年度は母子手帳交付が467件、転入が50件の計517件になる。そのうち、特定妊婦が9件、要支援妊婦が305件という結果である。30年度は2月末現在、母子手帳交付424件、転入42件の計466件の状況である。なお、出産後は、全員に、2週間後電話相談、訪問を行い、フォローを継続している。青年期生活習慣病検診は、身長・体重・血液検査を行っており、平成29年度受診者817人のうち、要医療となった人数は132人である。
- ○中村副委員長: 産後ケア事業について、いくつの病院・診療所・助産院に委託するのか伺う。
- ●健康増進課長: 宿泊型と日帰り型を実施する予定であり、市内の2つの産婦人科と、1つの助産院からは契約することで内諾を得ている。小山地区では2つの産婦人科と、産科はないが婦人科を備えた新小山市民病院、壬生町と宇都宮市の病院とも契約する方向で検討を進めている。自治医科大学にも話をしている。
- ○中村副委員長: どこまで依頼してあり、どこまでが調整中なのか。小山の産婦人科と新小山市民病院までは決定ということでよいか。
- ●健康増進課長: 小山の2つの産婦人科からは内諾を得ているが、これから実施の可否の確認をとる。新小山市民病院については、小山市で実施されているので、金額は市内とは変わってくると思うが契約できると考えている。
- ○中村副委員長: 壬生町と宇都宮市、自治医大については今お願いしていて、 そこまで話は進んでいない状態なのか。

- ●健康増進課長: 壬生町については健康増進課でがん検診を実施しているクリニック、宇都宮のインターパークにあるクリニックと契約しているので、これから依頼文書を出したい。自治医科大学については、先日病院長にお話しした中では、実施できる方向で検討したいとの返事をいただいているが、決定ではない。
- ○中村副委員長: 市内での宿泊は、木村クリニック、和田マタニティクリニック、助産院は佐藤さんのところでよいか。
- ●健康増進課長: そのとおりである。
- ○中村副委員長: 宿泊とデイサービスがあるとのことだが、デイサービスについてはお答えいただいたか。
- ●健康増進課長: 宿泊は1泊3万円、デイサービスが1日1万円で市内については内諾をいただいているので、その方向で契約させていただきたいと考えている。
- ○中村副委員長: 自己負担額は所得に応じて異なるとなっていたが、どれくらいの自己負担になるのか。上限と下限を伺う。
- ●健康増進課長: 住民税非課税世帯と生活保護世帯については自己負担なしである。それ以外については2割の負担をいただく。先ほど3万円と1万円という話をしたが、それを超える部分については、非課税世帯と生活保護世帯は市で持つが、2割負担の方については個人負担となる。
- ○中村副委員長: そうすると、デイサービスに関しては非課税、生保以外の方は2割を払う。宿泊については1万円を超える分、3万円だから1万円を引いて、2万円の2割で4,000円ということになるか。
- ●健康増進課長: 2割負担の方は、市内の場合、宿泊だと3万円の2割で6,000円、日帰りの場合は1万円の2割で2,000円が1日・1泊当たりかかるということである。7日が限度となる。
- ○奥田委員: AED整備事業について、耐用年数5年の経過により19台を交換とあるが、5年が耐用年数なのか。
- ●健康増進課長: 本体については5年が耐用年数である。
- ○奥田委員: 機器を全部交換するということか。どこがどのように悪くなるのかわかれば。
- ●健康増進課長: 電気を通す形なので、その部分が5年ということで聞いている。
- ○奥田委員: 附属資料では、前年度コンビニに整備した22台が5年後に交換となる。これまでに107台あるとのことだが、常に5年後に交換があることになる。今年度の730万円という金額は、19台分の交換費用ということでよいか。
- ●健康増進課長: 19台が本体になる。それ以外に、成人用のカートリッジの交換が72個、小児用が36個、バッテリーが13個ということで、消耗品の交換が2

~3年になるのでその費用を計上している。

#### 4款1項2目 予防費

- ○中村副委員長: 健康マイレージ事業について、現在何名の方が登録している のか。
- ●健康増進課長: 昨年は326名であった。31年2月末現在で354名である。
- ○中村副委員長: 青年期生活習慣病予防事業のヤング健診の受診率はどれくらいか。
- ●健康増進課長: 平成29年度の数字になるが、対象者1万4,046名に対して受診者は817名であり、受診率は5.8%である。
- ○中村副委員長: 受診率が低いが、これは対象者が会社に勤めていて、会社で 受けているから低いのか。
- ●健康増進課長: ヤング健診の場合は、20~39歳が対象になっており、国民健康保険・社会保険関係なく健診の通知を出している。会社での事業所健診の受診者数が把握できないので、この人数になっていると推測している。
- ○奥田委員: 新型インフルエンザ対策事業について、前年度も500万円ほどの予算があり、防護服、医薬品などの物資の備蓄品の購入とあるが、今までに購入しているところに追加するということか。
- ●健康増進課長: 新型インフルエンザについては、行動計画、ガイドラインを 策定しており、その中で、備蓄する計画を立てている。計画に基づき購入を進 めているということである。防護服や消毒液についても期限があるので、期限 が切れないように少しずつ備蓄をしている形である。
- 〇奥田委員: 前年度も544万7,000円の物資購入となっている。防護服以外にも 必要な備品があるのか。
- ●健康増進課長: 防護服のほか、機能性の高いマスクや消毒液が医薬材料費と 消耗品費になっている。
- ○奥田委員: マスクなどは前年度の予算で買えなかったのか。
- ●健康増進課長: 申し上げたとおり、定期的に購入していかないと期限が切れるということもあり、マスクについても1万枚とか2万枚を計画的に備蓄しているので、その年度でお金が余ったから買うということではなく、計画性をもって購入している。
- ○奥田委員: 予算は前年度の半分程度だが、購入物資が今回は少ないということか。
- ●健康増進課長: 現在、新型インフルエンザの職員のガイドラインを見直している。その中で、整備計画を若干下方修正しており、少なくなっているということである。
- ○奥田委員: 防護服脱着を含めた訓練とあるが、誰がいつ行う予定か。

- ●健康増進課長: 電話等の連絡の訓練はこれまでも実施してきたが、今まで体制が整わなかったので実施していなかった。今年度末をめどに職員のガイドラインを策定する予定であり、31年度に関しては、防護服も年数が切れるので、そういったものを活用し訓練を実施できればということで検討している。
- ○中村副委員長: ヤング健診について、817名が受診されたということだったが、 その中で再受診、問題のあった方はどれくらいいたのか。生活習慣病がふえて いるという記載があるので伺う。
- ●健康増進課長: 後ほど報告させていただく。

延会

## - 第2号 -

○会議日時 平成31年3月7日(木)午前9時30分~午前11時57分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=O 欠席=×)												
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名							
委員長	0	大島昌弘	副委員長	0	中村節子							
委 員	0	伊藤陽一	委 員	0	奥 田 勉							
IJ	0	髙橋芳市	11	0	小谷野 晴夫							

出席6人 欠席0人

説明のために出席した者											
職	氏 名	職	氏 名								
健康福祉部長	山中宏美	教 育 次 長	坪 山 仁								
社会福祉課長	小川幸男	こども福祉課長	落合好枝								
高齢福祉課長	瀬下忠司	健康増進課長	所 光子								
教育総務課長	小谷野 雅美	学校教育課長	海老原 忠								
生涯学習文化課長	手 塚 芳 子	文 化 財 課 長	山口耕一								
スポーツ振興課長	北條均	教育施設整備室長	伊澤仁一								

事務	易														
	職氏名						7		聙	戦		E	E	彳	7 
事	務	局	長	星	野		登	議	事	課	長	上	野	和	芳

O議員傍聴者 村尾光子議員、磯辺香代議員、石川信夫議員、五戸豊弘議員、 坂村哲也議員

〇一般傍聴者 なし

- 1 再開
- 2 あいさつ 大島委員長

#### 3. 事件

(1) 付託事件審査について

## 議案第6号 平成31年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

#### [歳出]

#### 10款1項2目 事務局費

- ○伊藤委員: 児童生徒緊急搬送用タクシー借上について伺う。通常はタクシーではなく救急車を利用すると思うが、なぜタクシーなのか。
- ●学校教育課長: 児童生徒緊急搬送用タクシーについては、学校で発生したけが等の具合によって、救急車で搬送するまでの重度の判断とならなかった場合で、病院への搬送の必要がある場合に使用するための費用である。通常、保護者への連絡がつけば保護者の迎えを要請するわけであるが、保護者の都合により迎えに来られない状況等で活用している。
- ○伊藤委員: これはいったん立てかえて、保護者に請求する予定か。
- ●学校教育課長: この搬送のときには必ず学校の職員が同行するため、学校職員が立てかえて、その請求によって学校職員へ返金するという形である。
- ○小谷野委員: スクールアシスタント配置事業について、附属資料によると、 学校生活支援員の介助員が28人となっている。各学校への配置人数を伺う。
- ●学校教育課長: 28名の振り分けについては、各学校から支援員の必要性についての要望を上げていただいており、その配慮する児童生徒等の状況に応じて各学校に支援員を振り分けているところである。今年度の状況については、薬師寺小学校に2名、吉田東・西小学校各1名、祇園小学校3名、緑小学校1名、石橋小学校3名、古山小学校4名、石橋北小学校2名、国分寺小学校3名、国分寺東小学校3名、及び各中学校に1名ずつである。次年度の28名については、現在学校からの要望が出そろった状況で、配置の人数を検討・協議しているところである。
- ○小谷野委員: 現地調査で国分寺東小学校に行き、車イス利用の児童のための階段昇降機を今年度1台購入し、国分寺小学校の児童に対応する説明を受けた。保護者の方が階段の昇降をさせるために1日5回も学校に来ているという説明であった。保護者の負担を軽減させるためには、介助員、生活支援員をもう少し手当してあげればいいのではないか。朝夕には保護者に来てもらってもいいが、日中については。校長先生の話では、マンパワーが足りなくて学校ではなかなか対応できないという意見を現地調査でいただいている。スクールアシスタント配置事業という事業も行っているので、保護者の負担軽減のためにも人数をふやす等の考えはあるのかお聞きする。
- ●学校教育課長: 今年度は27名の配置をしており、スクールアシスタントをで

- きる限りふやしたいという要望は持っている。次年度は28名ということで1名増員できるよう予算を計上したところである。
- ○小谷野委員: 障がいのある子供を持つ保護者は、24時間目が離せない状態である。せめて学校にいる間ぐらいは保護者に休憩していただきたいという考えもある。スクールアシスタントをもう少し多く配置して、保護者の負担軽減に積極的に取り組んでいただきたいと思う。これは要望として上げさせていただきたいと思うので、よろしくお願いする。
- ○奥田委員: 教育環境管理事業におけるスクールガードについて、スクールガードボランティアの障害保険加入とあるが、ボランティアの人数は何人ぐらい登録されているのか。
- ●教育総務課長: 現在、スクールガードボランティア436名が学校へ登録されている。
- ○奥田委員: 436名の中で実際に活躍されているか等の確認はなされているのか。
- ●教育総務課長: 登録については学校ごとに保護者や地域の方々に登録していただいている。全部の方が毎日ではなく、日によって出られる方があると思うので、学校ごとの活動で、学校ごとに把握していただいている状況である。
- ○奥田委員: 各学校に問い合わせたところ、大勢の方が登録なさって、チョッキをもらい保険に入っているが、結果的に100人登録していても出てくるのは2、3人という現状である。行政としても学校に任せっきりではなくて、ボランティアの活動をもっと積極的にできるような方法を。校長先生や教頭先生に確認した話では、学校でもボランティアなので、どこからどこまでやってほしいと強く言えないという話である。行政として、学校に任せっきりではなくボランティア募集も当然であるが、実際に活動してもらう方法を取ってもらえないか。
- ●教育総務課長: ボランティアについては学校での登録で学校での活動ということになっており、市においてはスクールガードリーダーを3名の方に委嘱している。奥田議員から以前一般質問等でもご指摘いただいたが、今までボランティアとリーダーとの関わりがあまりとられていない学校も多かったので、スクールガードリーダーとボランティアとの連携等についても学校に働きかけて進めてまいりたいと考えている。子供の下校時の安全確保という意味では、より多くの方の目が必要と捉えているので、本市においては、学校に登録している各学校のスクールガードボランティアの方のみではなく、老人クラブの方にも参加していただいている状況もある。そのほかに、昨年6月には郵便局との地域見守りに関する協定調印も結び、郵便配達の際に登下校時の見守りもやっていただいている状況もある。より多くの方の子供を見守る目をふやしていくという意味で、ボランティアへの参加を募っていくということも学校と連携して今後取り組んでまいりたいと考えている。

- ○奥田委員: 取り組みは了解したが、一般質問でも危険箇所が何カ所かあったという答弁を受けている。学校ごとにマップを作ってリーダーの方とボランティアの方との接点を持って、できる限り最後の子まで見守りの体制が取れるとありがたい。結果的に事件が起きているのは、最後の一人になった時に起きているわけなので、できればそこまで。具体的なものはないが、最後の一人まで見守れる体制が取れるようにお願いしたいと思う。
- ●教育総務課長: 奥田委員の一般質問での、一人になってしまう箇所を学校で把握しているかという調査もして、その際学校から、必ず一人になってしまう箇所を確認しているという報告をいただいている。その場合にどのような対応を取っているかを確認したところ、一人になってしまう所については、低学年については保護者や家族の方に迎えに来てもらうということで取り組んでいる、ということも確認しているので、家族だけではなく地域の方やより一層多くの方に見守っていただけるような取り組みを、今後検討してまいりたいと考えている。
- ○大島委員長: 議案の審議なので一般質問の件は、控えてもらいたい。
- ○奥田委員: 石橋地区の学校施設等のごみ処理とあるが、これはどのようなことか。
- ●教育総務課長:石橋地区については、学校施設からのごみをクリーンパーク茂 原へ搬入しているということで、その分のごみの処分費をここで計上している。

#### 10款1項3目 教育研究所費

- ○伊藤委員: エス・アンド・ユーコラボ事業について、宇都宮大学から来られる方は、生徒なのか先生なのか。また、15校で45回の授業とのことだが、1校当たりならして3回ということか、それとも学校によって回数が変わってくるのか。
- ●学校教育課長: 派遣いただく講師については、大学の教授等及び宇都宮大学の附属小中学校の教員である。各学校における実施回数は、3回を上限として各学校からの希望に応じて実施しているところである。
- ○伊藤委員: テーマ等はその都度変わってくるのか。それとも通してやるのか。
- ●学校教育課長: 基本的には各学校の研究課題に基づいて、その内容にあった 先生をお願いしている状況である。
- ○中村副委員長: 同じくエス・アンド・ユーコラボ事業について伺う。私は緑小学校の学校運営協議員をやっており、そこでアンケート結果を見たが、教員の中でこの事業について負担に思う方がいるということが書かれていた。その辺はどのように進めているのか伺う。
- ●学校教育課長: 各学校3回を上限としており、その授業研究会等の提案授業

をする教員は毎年限られてくると思う。校内での検討の結果、提案授業をすることになった教員が授業をつくる上では、一人での検討ということではなくて、チームで対応しているということになっている。例えば、小学校だと低・中・高のブロックごとに指導案を検討して、最終的に全体で検討し、校長の決裁を経て、提案授業を実施するというような形で実施することにはなっている。多少、学校によってその体制は、中学校であると教科部会でチームをつくるとか、そういった違いはあると思うが、基本的にはそのような形で実施している。

- ○中村副委員長: そのやり方としては、大学の教授や附属小の教員が一つのクラスに行って研究授業をするという形でよろしいか。
- ●学校教育課長: 授業自体は学校の教員が行うが、要請によって附属小中学校の先生に師範授業をしていただくこともある。教員が提案授業をした場合には、指導の先生と校内の職員でその授業を参観して、その後授業方法、子供の学びについての研究会を開くという形で実施している。
- ○伊藤委員: 児童生徒英語教育推進事業について、ALT8人を配置とあるが、 これは日本人か、外国人か、それとも混ざっているのか。
- ●学校教育課長: ALTは外国語の指導助手で、全て外国人である。

## 10款1項5目 教育振興費

- ○髙橋委員: 義務教育学校整備事業の予算が組まれているが、進捗状況を伺う。
- ●教育施設整備室長: 土地については既存学校の西側の部分を買収するような計画になっており、面積が5,730平米くらいだと思うが、6筆の土地があり4人の地権者がいる。2月末現在で4名の方全員から了承いただいており、細かい調整があるため1名の方とはまだ契約に至っていないが、3名の方には契約をしていただいている。残りの1名の方も今月中には契約をしていただくことになっており、拡張のめどはついたということでご理解いただければと思う。
- ○伊藤委員: 義務教育学校整備事業における手数料161万4,000円の内容を伺う。
- ●教育施設整備室長: 建物を建てる際に、確認申請や適合性判定といって構造 上問題がないかどうか、そういった審査を専門の機関にお願いすることになる が、それに要する費用である。

#### 10款2項1目 学校管理費

- ○髙橋委員: 国分寺小学校スクールバス運行事業について、運行時間帯を伺う。 また、ほかの地域からバスを一緒に利用したいというような話はあるか。
- ●教育総務課長: この国分寺小学校スクールバス運行事業については、あくまでも国分寺西小学校が今回の再編により、児童の通学距離が遠距離になることから走らせるバスであるので、朝の登校時と下校時に利用をすることになって

いる。バスを2台用意する予定である。朝については停留所を3カ所設けており、1つのコースがふれあいショップ国分のところと、国分寺のお寺、瑠璃光院のところで乗せて国分寺小学校まで来るコース。それからもう1つのコースは姿西児童館のところに集まってもらって来るコースということで、朝の登校時間に合わせた運行となる。また下校時については、その曜日によって、また学年によっても終わる時間がまちまちになっているため、その日に合わせて授業が終わり次第バスを運行するということで、学校に待たせることなく、5校時が終われば5校時が終わった子供たちを乗せて送り届けるという形で、それぞれの終業時間に合わせてバスを運行する予定でいる。あくまでも今回のバス運行については国分寺西小学校の児童を対象としたものであるということで、説明会等でも説明させていただいている。

- ○髙橋委員: 私のところに、箕輪や関根井など、距離的には同じくらいであり、 もったいないのでバスをそちらへも回してもらいたいというような話もきてい る。それでPTAのほうからそういった話があったのかなと思って聞いたとこ ろである。
- ●教育総務課長: 国分寺小学校においても、昨年度にバスの運行方法等についての説明はさせていただいている。教育委員会に直接そのようなお話は来ていない状況であるが、先生方の家庭訪問等の際などに箕輪や関根井区域の方からそのような話があるということは伺っている。ただし、あくまでも今回のバス運行に関しては、国分寺西小学校と国分寺小学校の再編により、国分寺西小学校の児童が今まで近い距離で通学できていたところが遠距離になるということと、それから通学路の安全を確保するためにということでの運行ということでご理解いただきたいと思っている。
- ○中村副委員長: 同じく国分寺小学校スクールバス運行事業について、マイクロバス2台を用意するとのことだが、どちらの業者にお願いするのか。
- ●教育総務課長: 12月28日に入札を行い、ちとせ観光バス株式会社に決定した ところである。
- ○中村副委員長: まずは3年くらい契約して、全部で6年間マイクロバスを運行するということは考えられるが、将来的にはその辺に学齢期の子供たちが住まないと想定しているのか。最終的にはバスを運行しない方向になると考えているのかを伺う。
- ●教育総務課長: バスの運行に関しては、当面の間ということで地元の方にも 説明をさせていただいている。ただし、花見が丘地区では4キロを超えるお子 さんもいるし、また今後新入学で上がってくるお子さんについてはどの地域か ら上がってくるかということがまだ把握できていない状況もあるので、今後は 状況を見ながら検討していきたいと考えている。

## 10款3項1目 学校管理費

- ○小谷野委員: 中学校共通管理事業におけるスポーツ指導者配置について、部 活動等における教員の負担軽減のために配置するものなのか。また、人数につ いても伺う。
- ●学校教育課長: 部活動の補助員として派遣しているものであり、市ではスポーツエキスパート活用事業という名称であるが、県の部活動補助員の派遣事業を活用し、不足が生じた場合に市で予算措置する形で活用している。今年度は市内中学校に6名の補助員を配置している。
- ○大島委員長: この予算により何名配置できるのか。
- ●学校教育課長: まだ教員の人事異動が明確になっていないので、部活動を担当できる顧問が確定後、次年度になってから必要な部活動への補助員の配置ということになるため、人数は確定していない。
- ○小谷野委員: 報償費として4万6,000円の予算計上で間違いないか。これは、スポーツ指導者に対してだが、学校等の部活のOBやOGにお願いしているのか、それとも市のスポーツの協会にお願いしているのか。4万6,000円では安すぎるような気がする。
- ●学校教育課長: 謝礼は1回2,300円で20回を上限とした予算である。補助員の 人選については学校からの推薦により行っており、例えば、剣道であれば近く の道場で指導している方ということで、中学校からの希望で配置している。
- ○小谷野委員: 中学校の先生が、経験したことのないような部活に当てられてしまう場合がある。顧問の先生がいないと部活はできないので、そのようなことから、ある程度そのスポーツの経験をした方が、年何回という制限を設けずに、部活を見てもらえるという体制をとったほうが生徒たちにもよいと思うので、4万6,000円では少ないような気がする。スポーツ指導者をもっと活用していこうとしているのか、これで十分だと考えているのか伺う。
- ●学校教育課長: 4万6,000円について、金額と回数は県の基準に合わせている ものであるが、実際は、ボランティアの時間等もあり、もっと多い回数で来て くださっている状況である。今後、教員配置によっても、部活動の顧問が対応 しきれない部分もあるので、そういった意味では、補助員についてはふやして いきたいという考えはある。

## 10款4項1目 幼稚園費

- 〇中村副委員長: 幼稚園第3子以降保険料減免事業について、附属資料に第4 階層と第5階層と書かれているが、内容を伺う。
- ●こども福祉課長: 幼稚園第3子以降の保育料減免事業の第4階層と第5階層については、附属資料の幼稚園就園奨励費補助事業の概要に、所得階層を明記している。その中で第4階層は市民税所得割額が21万1,200円以下の世帯、第5階層は上記区分以外の世帯ということになる。

- ○中村副委員長: 第4階層と第5階層について、もう一度わかりやすく説明いただきたい。
- ○大島委員長: 言葉で説明してもなかなか難しいと思うので、表などがあれば、 後ほど各委員に配っていただきたい。

## 10款5項1目 社会教育総務費

- ○中村副委員長: 婚活コミュニケーション講座について、これまでの参加者数 を伺う。
- ●生涯学習文化課長: 30年度は3回開催し、1回の申し込み人数は20名程度、 男女の比率は平均すると半々であった。出席者数は延べ人数で31名、男性が19 名、女性が12名ということで、男性のほうが若干多めであった。

## 10款5項2目 文化振興費

- 〇中村副委員長: グリムの森施設整備事業で、多目的ホール屋根改修工事設計 があるが、現在屋根に問題が生じているのか伺う。
- ●生涯学習文化課長: グリムの館については、建築後23年が経過しており、平成29年の11月に屋根瓦が1枚落下した。27~29年度にかけて落下防止の修繕を行っている関係で、そのままにしておくことはできないため、来年度改修の設計を計上した。

## 10款5項3目 文化財保護費

- 〇中村副委員長: 文化財保護事業の委託料に文化財運搬があるが、これは吉田 の農協倉庫の文化財を国分寺西小に運搬するということか。
- ●文化財課長: ご指摘のとおり、3月いっぱいを目途に倉庫の明け渡しを求められており、国分寺西小の北側校舎をお借りして、埋蔵文化財の出土遺物、主に薬師寺、国分寺、国分尼寺の瓦になるが、それらを入れさせていただく予定である。それと、風土記の丘資料館の改修の国庫補助事業のメニューの中では民俗資料等を入れることができないので、増築棟にも倉庫はつくるが、あくまでも埋蔵文化財の出土品の収蔵ということがメニューとなっているので、市内の古い農具やかんぴょう生産に関係する農具については、国分寺西小北側の校舎に入れさせていただき、風土記の丘資料館で実施している夏場のかんぴょう剥き体験についても実施したいと考えている。
- ○髙橋委員: 干瓢輪切機造作の委託料と使用料について、内容を伺う。
- ●文化財課長: 干瓢輪切機造作については戦前から使われており、現在も一台は稼働している。干瓢の江戸時代の剥き方だが、ふくべを輪切りにして、幅3センチメートル前後の手鉋というもので江戸時代から剥いている。それを体験事業として学校等で出前講座を実施しており、輪切用の50~60センチメートル

の包丁があるが、それが改良されて木製の枠に刃先が固定されており、いわゆる紙切り機のように切る機械がある。その一台について、木製部が朽ち果てており、そちらについて修理をするための予算である。また、使用料については、現在、下野薬師寺跡や古墳、国分寺の一部についてスマートフォンで見ることができるVR映像があるが、その回線の使用料が158万4,000円である。

- ○小谷野委員: 文化財保護事業の中で、発掘調査整理臨時職員とあるが、31年 度は何カ所くらいの調査を実施する予定か。
- ●文化財課長: 先ほどの義務教育学校、南河内中学校の隣接地であるが、30~ 40年くらい前に、県教育委員会による新4号国道関連の発掘調査で、竪穴住居 跡などが多数見つかっている。おそらく薬師寺の門前の村のようなものと思う が、その続きが確認される可能性が高いため、義務教育学校用地の公有化が済 み次第、発掘調査を行う予定である。また、現在予定されているものとして、 庁内の事業で、スマートインターチェンジや工業団地等についてまずは試掘調 査を行い、遺跡の有無を確認する。それから、仁良川の工区も残っており、古 墳もあと2基掘らなければならない。そのほか民間の開発事業に関しても、ほ かの自治体の場合、発掘会社に頼むこともあるが、そうすると4、5倍の費用 がかかってしまう。本市の場合はスタッフが揃っていることから、民間の開発 事業についても可能な限り職員が対応し経費の抑制に努めている。経費の負担 については、開発の原因者にお願いすることとなっている。開発行為は、新た な住民や企業を呼び込むかたちとなるので、可能な限り職員で対応したい。文 化財保護法第93条において、開発行為をする場合は、必ず遺跡の包蔵地につい ては立ち会いをしなさいという項目があるので、年間90件前後の立ち会い、試 掘調査を行っている。公共事業、民間開発とも、その段階で、遺跡が発見され れば、発掘調査の対応をとることとなっている。
- ○小谷野委員: 文化財課の職員には頑張っていただいていると評価したいと思う。年間で80~90もの発掘調査等が出てくるということで、職員の数は足りているのか。
- ●文化財課長: 私を含めて6名が専門職であるが、学芸員の中で1名は古文書等の専門であり、発掘現場には従事していない。よって、実態としては5名であるが、1名が管理職になってしまったので、なかなか現場に行けないということがある。発掘調査については何とか回せているが、国の方針で、発掘調査が終わった後なるべく3年以内に報告書を出しなさいということがある。薬師寺や国分寺、甲塚など時間はかかったが、そういうものについては別でやっているが、ほかの小規模、例えば、現在児山城についても実施しているが、児山城などの調査が済み次第、3年くらいのところで整理・報告しなさいということで、臨時作業員の予算をいただいているが、足りている状況ではない。
- ○小谷野委員: 下野市の財産であり、魅力を発信する上で、文化財課は非常に

重要な部署になってくると思うし、決められた職員数の中での配置ということで非常に難しいと思うが、これからも頑張ってやっていただきたいと思う。一生懸命応援させていただくのでよろしくお願いする。

## 10款5項4目 資料館費

- ○中村副委員長: 風土記の丘資料館の下野国分寺 V R 制作について、内容を伺 う。これまでと違い、室内で見ると思うが、どのようなものを作るのか。
- ●文化財課長: 薬師寺のように史跡のほうで使えるよう考えている。現段階で、国の補助をいただきながら少しずつ進めているが、薬師寺と異なり、国分寺は金堂とか塔の基壇がきれいに残っているので、基壇のところにかざすと七重の塔が見えるとか、金堂が建っているように見えるという形でやろうと考えている。これまでにつくった映像については、今月末にオープンするが、日光街道の一里塚関係の映像もできている。これまで古墳、薬師寺、国分寺とつくっているが、そのような映像を資料館の中で見学していただけるような計画をしている。

#### 10款5項5目 公民館費

- ○髙橋委員: 石橋複合施設整備事業における、アドバイザリー業務委託料1,596 万1,000円について、事業内容を伺う。
- ●生涯学習文化課長: この事業は、平成29年度下野市都市再構築プランによる 石橋総合病院跡地の利活用ということで、生涯学習文化課で石橋駅周辺公共用 地利活用基本計画の作成のもとに行う事業である。平成31年度は、市民の交流 や賑わいを創出するということで、老朽化が進む石橋公民館と臨時的に移転し ている児童館を統合するため、新たな複合施設の建設と石橋総合病院跡地との 一体的な整備を行う事業である。31年度については、DB方式という民間の活 力を導入するということで、設計から施工まで一括発注を行うためにプロポー ザルの実施募集要項や要求水準書の作成を、31年度に行うための予算である。

## 10款6項1目 保健体育総務費

- ○中村副委員長: 大松山運動公園陸上競技場オープニング式典記念品とあるが、 オープニング式典はいつあるのか。
- ●スポーツ振興課長: 5月19日の日曜日を予定している。
- ○中村副委員長: 内容を教えてほしい。
- ●スポーツ振興課長: 当日は、栃木SCのトレーニングマッチをこけら落としで行う。それ以外では最初に式典を行いテープカット、アトラクションとして石橋高校の吹奏楽部の演奏、栃木SCチアーズのダンスパフォーマンスを行い、午後にはサッカーのトレーニングマッチを行う選手のサイン会等を予定している。

- ○小谷野委員: 関連で伺う。下野市内にあるサッカーチーム等を集めてSCの 人にサッカー教室をやってもらうというようなことは考えていないか。
- ●スポーツ振興課長: 当初サッカー教室も予定していたが、栃木SCとの協議の中で、トレーニングマッチでもある程度実践を想定した試合になり、午後に渡って選手を制約する部分もあり、サイン会程度であれば大丈夫であるが、サッカー教室は日を改めて、栃木SCパートナーシップ協定の中でサッカー少年団等を集めて実施したいということでまとまったわけである。
- ○奥田委員: 巡回ラジオ体操会について、50万1,000円を予算化しているが、何 人ぐらい参加者があるのか。
- ●スポーツ振興課長: 巡回ラジオ体操会については、合併を記念して平成18年度にも開催した経緯がある。その時も2,000人を想定して、約1,800人の方が参加された。今年度も2,000人を想定して実施したいと考えている。
- ○奥田委員: ちなみに参加者にはどのような物を配布しているのか。
- ●スポーツ振興課長: 参加記念品としては、些少であるがラジオ体操巡回記念というボールペンをつくり、来場された方にお配りしたいと考えている。
- ○奥田委員: 毎年これを続けていくということでよろしいか。
- ●スポーツ振興課長: ラジオ体操については、あくまでも募集形式の応募である。昨年応募し、下野市大松山運動公園のオープニング記念という位置づけもありNHKの関係者、ゆうちょ銀行の関係者が見えて現地視察をした上で選ばれたという状況がある。あくまで応募方式なので毎年実施するとか、当然契機としてイベントを実施しても良いが、今回の巡回ラジオ体操会としては、単年度で実施したいと考えている。
- ○奥田委員: これは取れたらという段階での予算か。
- ●スポーツ振興課長: 決定の内示を受けている。
- ○小谷野委員: カンピくんデザイン作成委託料が計上されているが、なぜカンピくんをスポーツ振興課がデザインするのか説明願う。
- ●スポーツ振興課長: 国体で実施しているスポーツ競技でとちまるくんのいろいろな図柄がある。これも考慮して、下野市のイメージキャラクターということでカンピくんのスポーツ競技版を25種類作りたいと考えている。その中には国体で実施するキンボールやハンドボール、サッカーを含めたデザインとしたいと考えている。これはインセンティブ予算で確保できている。
- ○小谷野委員: とちぎ国体、一期一会国体をやるために下野市として、サッカーをしているカンピくんやハンドボールをやっているカンピくん、キンボールをやっているカンピくんのデザイン作成を委託するという予算でよろしいか。
- ●スポーツ振興課長: あくまで委託料で取っており、デザインをお願いする方は、以前商工観光課で正面を向いているカンピくん以外のデザインを検討した

ということを聞いており、その方を想定して見積もり等をいただいている。25 種類で1種類6,000円程度でできるということも聞いており、その中で、これからの国体の機運を醸成するためにもデザイン等を利用しながら、広報やホームページ等で周知できればと予算要求している。

- ○小谷野委員: 25種類ということは、ほとんどの競技をカンピくんがやっているような形でデザインをお願いするのか。
- ●スポーツ振興課長: 今現在予定している競技については、サッカーであれば正面と横、ゴールキーパー、サッカーボールとカンピくんの合わせたもの、ハンドボールであれば、正面と横、ジャンピング、キンボールであればレシーブ、走っているところ、キンボールとカンピくん、マラソン・駅伝等は、ほかの陸上競技でも使えるが走っている部分とか、カヌー、水泳、ティーボールのバッティング、守備、柔道着を着たカンピくん、救護関係に使えるけがをしたカンピくん、表彰に使えるトロフィーを持ったカンピくん、ラジオ体操をしているカンピくんとかいろいろな場面で、それぞれのバリエーションで使えるようなものを作りたいと考えている。25種類だからといって25競技ではないということである。
- ○中村副委員長: 国民体育大会下野市実行委員会とあるが、メンバーは何人ぐらいか。
- ●スポーツ振興課長: 昨年の11月12日に準備委員会の設立総会を実施している。 この時に委嘱した約120名の方を、来年度はその組織を解消して、同じ方を今 度は実行委員のほうに委嘱したいと考えており、120名程度である。
- ○中村副委員長: 2022年までのおおよそのスケジュールが決まっていたら教えてほしい。
- ●スポーツ振興課長: 国民体育大会については、来年度実行委員会を発足し、その中で常任委員会、各種専門委員会を随時開催する。その後2020年に同様に総会、常任委員会、各種専門委員会を随時開催し、内容を細部にわたって検討していく。1年前に国民体育大会のリハーサル大会があるので、このリハーサル大会を少年サッカーとハンドボールについては、下野市で実施する。その後2022年の実施当年度に、下野市で行うというスケジュールを考えている。
- ○中村副委員長: 専門委員会というのは、どのような専門委員会を想定されているのか。
- ●スポーツ振興課長: 主に実施する競技団体等の役員、体育協会、スポーツ少年団の代表者、主な学校関係の代表、通信運搬の代表、宿泊観光の代表、医療関係の代表というような組織となり、120名のうち約80名の方を専門委員に委嘱したいと考えている。
- ○中村副委員長: 専門委員会がいくつかあるのかと思った。その委員会はどのような委員会があるのかと思ったわけであるが、わかれば教えてほしい。

●スポーツ振興課長: 4専門委員会に分かれており、総務企画専門委員会、競技式典専門委員会、宿泊衛生専門委員会、輸送交通専門委員会である。各専門委員会20名、合計80名ということである。

## 10款6項2目 体育施設費

- ○髙橋委員: 大松山運動公園北側駐車場用地測量とある。前回、小谷野議員から借地ならば買って、というような話が出たと思うが、これは買えるような用地になったのかどうか。
- ●スポーツ振興課長: 小谷野議員からも、大松山の事業の中で有効活用も含めて用地を買ってはどうかという意見があった。その中で市としても検討し、地権者の意向も含めて来年度については用地測量と地権者への説明等を実施し、32年度に用地取得をしたいと考えている。
- ○髙橋委員: 買う方向で進めるということでよろしいか。
- ○髙橋委員: ボルダリング設置工事としていくつか出ているが、この設置場所はどこか。
- ●スポーツ振興課長: ボルダリングについては、平成29年度に国分寺B&G海洋センターの改修工事に伴い、西側にあったクライミングが撤去された経緯がある。屋外施設だったため競技人口をふやす意味でも屋内としてはどうか、と内部で検討した。きょう国分寺西小学校で説明会があるが、国分寺西小学校の体育館のステージを利用してボルダリングの施設を整備したいと考えている。
- ○髙橋委員: 国分寺西小学校の体育館ということであるが、使用料等はまだ決めていないということか。
- ●スポーツ振興課長: まだ使用料についてまでの詰めは行っていない。クライミングと同じような1時間当たりの料金と考えている。
- ○中村副委員長: 条例変更の中に国分寺西小学校の体育館があるが、国分寺西 小学校の体育館を使うということとボルダリングの施設を使うということは、 料金は違うのか。
- ●スポーツ振興課長: 今回の条例改正は、あくまでも学校施設を体育施設に位置付ける条例で、ボルダリングの施設等の表記はない。体育施設条例の中の使用料の変更として位置付けたいと考えている。
- ○中村副委員長: できあがったら、もう一度考えるということでよいか。
- ●スポーツ振興課長: そういう方向で行っている。
- ○中村副委員長: 工事の予定が決まっていたら教えてほしい。
- ●スポーツ振興課長: 工事については、31年度に設計を行い、設計が終わり次 第4カ月ほどの工事を考えている。
- ○中村副委員長: 講師について伺う。

- ●スポーツ振興課長: クライミングウォールを設置した当時、夢くらぶ国分寺へ教室等を委託していた。その中で総合型の夢くらぶ国分寺のほうで講師を育成しており、その方が今回のボルダリングのコース設定等もできるので、指導者として考えている。
- ○中村副委員長: 運動場改修事業における国分寺運動公園トイレ建築工事請負費について伺う。建築ということは今あるものを修理するのではなくて新しくつくることだと思うが、説明をお願いする。
- ●スポーツ振興課長: 国分寺運動公園については昭和56年の建築であり、老朽 化が進んでいる。一部改修したものもあるが、3棟について、既存施設をすべ て解体・撤去し、新たに建て直すということである。
- ○中村副委員長: 順番に撤去していくということで、一気にトイレがなくなるということはないわけですよね。
- ●スポーツ振興課長: B&G海洋センターのトイレもあるので、その辺の順番等は工事業者と協議して、なるべく利用者に迷惑がかからないように進めてまいりたい。

#### [総括]

- ○髙橋委員: 国分寺小学校と国分寺中学校については、南河内に先駆けて小中 一貫ということになると思うが、学校間の往来について、廊下でつなぐという 案はないのか。
- ●教育総務課長:義務教育学校ではないが、国分寺小学校と国分寺中学校については、隣接型の小中一貫教育として、平成31年度から本格実施ということで進めているところである。そのような中で、現在も国分寺小学校と国分寺中学校は小中合同で演劇鑑賞会を実施している状況もある。次年度から本格実施ということで、子供たちや先生方の行き来も出てくるかと思うが、昨年学校のほうに、行き来をする際に渡り廊下等が必要かということで、国分寺小学校と国分寺中学校の校長先生、教頭先生と協議をさせていただいたところ、間が遊歩道であり車の通行等もないので、今のところ渡り廊下等は設置しなくても大丈夫であるということで確認をとったところである。このため、今のところは渡り廊下を設置する計画はない。
- ○髙橋委員: 天気がいい日はいいが、冬場の寒い時や雨の日などに予定を組んでいてもできないこともあるのではないかと思う。以前に教育長と話をしたときに、やはりここを渡り廊下でつなげばいいんだよな、という話もしていたので、ぜひその点を考慮していただいて計画に入れてもらえればと思う。
- ●教育総務課長: 教育長からそのような話があったということで、それを踏ま えて学校と協議をさせていただいた。その結果として、学校側とすると、雨の 日なども遊歩道を挟んでの行き来ということでさほど問題はないということで、

渡り廊下のほうは今のところ必要はないという回答をいただいたので、今のと ころ設置する計画はしていない。

- ○髙橋委員: ぜひ計画に入れて、子供たちのため、先生たちもそのほうが楽だと思うので。ぜひ子供たちのことを考えて、計画していただければと思う。
- ●教育総務課長: 小中一貫教育が31年度から本格実施になるので、その辺の状況は学校とも十分に協議をさせていただき、検討していきたいとは思うが、今後の状況を見ながらということでご理解いただきたいと思う。
- ○伊藤委員: 先ほどの質問にあった救急搬送用のタクシーの件について、けが の程度でタクシーを使うか、救急車を使うかというふうに理解したが、当然保 護者で対応できる部分もあると思う。それをもとに、きのう小谷野委員が言わ れた保育園の場合についても、同じように対応できるのかどうかを伺う。
- ●こども福祉課長: 保育園でのけがについてのことでよろしいか。公立保育園等でけがをした場合には、まずは園のほうでけがの状況を見て、医療機関に連れていき、保護者に連絡をとる。まずは受診をさせて、保護者に状況を伝えて、医療機関へ保護者に来ていただくということもある。状況によってではあるが、来られない場合にはまた園に戻って保育を続けるということで、保護者のお迎え時には必ず内容の詳細について伝えている。
- ○伊藤委員: では、病院まで連れて行って、保護者にも報告してくれるという ことでよろしいか。
- ●こども福祉課長: 委員の今の質問では、園でけがをした場合についてお答え した。きのうの小谷野委員の質問では、病児病後児保育事業でのお預かりのこ とであったが、今はけがの場合についてだけお答えしている。
- ○小谷野委員: 関連して伺う。学校でけがをしたお子さんについては、保健室の先生等が付き添ってタクシーを依頼して病院に行くという説明であった。それで、立てかえたタクシー代を支払うという説明があったと思う。それでは保育園では、けがをした場合には誰が病院に連れていくのか。もし事故があった時には困るということでタクシーを使用していると思う、教育委員会では。保育園、特に民間ではなくて公設の保育園については、もし子供がけがをした場合に、タクシーを呼ばないで病院に連れて行っているのか、現状では。
- ●こども福祉課長: 公立保育園の場合には、園長と担任が付き添って公用車で乗せていっている。
- ○小谷野委員: 公用車については、保育園に1台ずつ配置しているのか。
- ●こども福祉課長: 配置している。
- ○小谷野委員: 運転手は付けていないと思うが。あくまでも園長先生や保育士が付き添うということだが、もし事故などがあった場合には大きな問題になってしまうと思う。そういうことについても見直しをするべきではないかと思う

が、いかがか。

- ●健康福祉部長: 公用車を1台ずつ配置しているのは、あってはならないことだが、万が一事故等があったとき、自家用車に乗っている場合は自分の保険での対応になってしまうが、公用車であれば補償されるということである。そのために公用車があるので、基本的には公用車を使用することになっている。
- ○小谷野委員: まず確認である。ゆうゆう館改修事業における工事請負費に、 デイサービス浴槽・脱衣所タイル改修が計上されているということは、ゆうゆ う館でもデイサービスを実施しているということでよろしいか。
- ●社会福祉課長: ゆうゆう館においては、社会福祉協議会がデイサービスを実施している。
- 〇小谷野委員: それでは、今度は歳入について。14款1項2目民生使用料について同う。きらら館においてはデイサービスセンター使用料として76万8,000円が入金されるのに対し、ゆうゆう館のほうではこの入金がない。この違いはどのような理由か伺う。
- ●社会福祉課長: きらら館については、指定管理者はALSOKとの共同事業体が入っているが、栃の木会が実施しているデイサービス使用料については、指定管理者ではなく直接市に入ってきている状況である。ゆうゆう館については、指定管理者が社会福祉協議会、またデイサービス実施も社会福祉協議会ということで、指定管理料の中で相殺しているということである。
- ○小谷野委員: その相殺している金額については、どこで確認できるのか。当然指定管理料を支払っているわけである。きのうも言ったが、ふれあい館、きらら館、ゆうゆう館、それぞれの指定管理納付金の金額があまりにも違うので、同じような施設を指定管理にしているのに、この金額の違いは何かということである。それで、きらら館についてはデイサービス使用料76万円が入ってきているが、ゆうゆう館についてはそういう項目がないので、後でいいのでその辺がわかるようにしていただきたい。
- ●社会福祉課長: 後ほど資料を提供したいと思うので、よろしくお願いしたい。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

#### 議案第9号 平成31年度下野市介護保険特別会計予算【所管関係部分】

#### 質疑・意見 なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

# 議案第16号 下野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について

#### 質疑・意見

- ○中村副委員長: この条例の改正の改正案では、第10条第3項で規定される放課後児童支援員について、第4号が「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」というふうに変わっている。このように変えたことで、例えば特別支援学校の教員とか、臨時免許状や特別免許状を持っている方でも大丈夫ということで枠を広げることができるということなのか。
- ●こども福祉課長: この規定の具体的な範囲については、特別支援学校の教員 免許のみを有する方、それから臨時免許状や特別免許状を有している方、養護 教諭免許を有する方についても含まれるということになる。また、教員免許の 更新制の導入ということがあるが、教員免許を取得しても免許自体は更新を受 けていないために失効しているという方についても、今回対象としている。
- ○中村副委員長: 了解した。それから第10号について、本会議での部長からの説明で、補助員として5年以上働けば中卒者であっても支援員になれる可能性があるということがわかったが、2年以上ということも出てきて、この部分がよくわからなかったので説明願う。
- ●こども福祉課長: 今回10号が追加になったが、9号に高卒者の規定があり、 高卒者は3年間高校に行き、その後の2年間の実務で認めるというものである。 今回の10号については中卒者を認める改正ということで、3年プラス2年の5 年ということでバランスを取ったものである。
- ○中村副委員長: 9号と10号は補助員が支援員になれるということを説明しているということでよろしいか。
- ●こども福祉課長: 第10条第3項は、1号から10号までのいずれかに該当する方であって、都道県知事が行う研修を修了したものであれば、放課後児童支援員になれるというものである。今回の改正については、4号の教職員の部分についてと、10号の5年以上という部分を加えたものである。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

# 議案第19号 下野市体育施設条例及び下野市立小中学校施設の開放に関する 使用料条例の一部改正について

#### 質疑・意見 なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

## [要望すべき事項]

- ○国分寺東小学校において階段昇降機の現地調査を行ったが、保護者の方が階段の昇降等のため1日に何回も学校に来ているという説明を受けた。障がいのある子供を持つ保護者の負担軽減を図るため、スクールアシスタントの配置に当たっては、介助のための学校生活支援員を増員されるよう望む。
- ○中学校における部活動の充実と教職員の負担軽減を図るため、スポーツ指導者 を補助員として配置するための予算の増額について、検討いただくよう願う。
- 5 その他なし

閉会